

## 第47回秋葉区町内対抗壮年野球大会 開催要項

1. 趣 旨 スポーツを通じ明るく元気な区民生活の向上をはかり、野球の普及と発展をうながすとともに市民の健康と親睦につとめる。
2. 主 催 秋葉区・秋葉区スポーツ協会
3. 主 管 秋葉区野球連盟
4. 期 日 令和6年10月6日(日)・26日(土)  
※予備日 10月27日(日)
5. 会 場 金屋運動広場野球場・小須戸運動広場野球場
6. 参加資格並びにチームの編成【参加者は次に掲げる各項を具備しなければならない。】
  - (1) 同一自治会・町内会在住者によって編成するチームであること。
  - (2) メンバーは、昭和59年4月1日以前に生まれた者で、令和6年9月1日現在同一町内在住者で編成されたチームであること。
  - (3) 1チームのメンバーは監督・主将を含め25名以内とする。ただし、参加申込書に記載の無いものは出場できない。
  - (4) その地区の自治会・町内会長の承認を受けたチームであること。
  - (5) 自治会・町内会を単位として1チームに限る。ただし、やむを得ずチームが編成できない場合、原則、隣接自治会・町内会と併せてチーム編成をすることができるが、その場合は当該自治会・町内会長全員の承認を得なければならない。
7. 表 彰 第一位から第三位までを表彰する。優勝チームには優勝旗を贈る。ただし、持ち回りとする。
8. 大会規則並びに規律
  - (1) 2024年公認野球規則による。ただし大会特別規則は別に定める。
  - (2) 不正出場その他規律に違反し、または違反すると認めた場合は大会規則により処分する。
  - (3) DH制を採用する。
  - (4) 試合中、バッター及びランナーはヘルメットを、キャッチャーはレガース・プロテクター及びヘルメットを必ず着用すること。
  - (5) 試合のアピールは、チームの監督又は主将及び当該プレイヤーが行う。
  - (6) 使用球は野球連盟公認M号ボールとする。
  - (7) 小須戸運動広場野球場は複合バットの使用を禁止する。
9. 1チーム 7,000円(代表者会議の受付で納入して下さい。)  
(内訳 連盟年会費 1,000円、大会参加料 6,000円)  
※「第76回秋葉区町内対抗野球大会」参加チームは、連盟年会費免除
10. 申込先及び申込期限  
(※申込書は、秋葉区ホームページからダウンロードできます。)  
○申込先 午前9時00分から午後5時30分までに下記へ持参(③は月曜日以外)するか、郵送・メールにて申し込むこと。  
①金屋運動広場野球場(秋葉区金屋260番地1)  
※郵送: 956-0823 秋葉区金屋260番地1 金屋運動広場管理人室 宛  
(必ず「町内対抗壮年野球大会参加申込書 在中」と記載すること)  
※メール: kanaya-athletic.park@kirameki.co.jp

(件名を「町内対抗壮年野球大会申込み」とすること)

**②新津地域学園体育施設受付(東部運動広場野球場管理)**

※郵 送：956-0816 秋葉区新津東町2丁目5番6号 新津地域学園管理人室 宛

(必ず「町内対抗壮年野球大会参加申込書 在中」と記載すること)

※メール：chiiki-gsports@kirameki.co.jp

(件名を「町内対抗壮年野球大会申込み」とすること)

**③小須戸地区ふれあい会館(小須戸運動広場野球場管理)**

※郵 送：956-0113 秋葉区矢代田35 小須戸地区ふれあい会館管理人室 宛

(必ず「町内対抗壮年野球大会参加申込書 在中」と記載すること)

※メール：fureai@rice.ocn.ne.jp

(件名を「町内対抗壮年野球大会申込み」とすること)

○申込期限 **9月20日(金)午後5時30分まで**に、別紙申込書により、申し込んでください。

11. 代表者会議及び抽選会(参加チームの代表者又は監督・主将)

<b>9月25日(水)午後7時00分(時間厳守) 新津地域学園 3F 304研修室</b>
---

12. 問い合わせ先

秋葉区野球連盟事務局 山田 (090-2333-2197 午後6時から午後8時)  
または (akiha.sbb@ymail.ne.jp)